

第16回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30(2018)年10月23日(火)午後1時30分

場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて
- (3) 報告第3号 農地所有適格法人の設立について
- (4) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第3号 非農地証明願について
- (7) 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について
- (8) 議案第5号 農用地利用集積計画について
- (9) 議案第6号 農地中間管理事業について
- (10) 議案第7号 平成31年度農地等利用最適化推進施策の意見書(案)について

5 出席委員(12名)(法律第27条第3項規定)

1番 木村 光一 2番 清水 真理子

5番 小沼 伸枝 7番 助川 悦夫

8番 越沼 良 9番 鈴木 賢一

10番 相馬 和恵 12番 高崎 真一

13番 佐藤 長次 14番 荒井 一夫

15番 中山 知代子 16番 阿見 芳

6 欠席委員(5名) 3番 石崎 陽一 4番 唐橋 洋子

6番 吉成 一 11番 細岡 則雄

17番 津久井 勝之

7 参加した農地利用最適化推進委員(7名)

金田地区：薄井 健次郎 小針 貞夫 吉際 昇 坂内 廣美

佐藤 貞男 吉成 政春 引地 卓人

(欠席：藤田 一義)

8 本委員会に出席した職員

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 事務局長 | 長谷川 淳 |
| (2) 農業振興係長 | 伊 藤 甲 文 |
| (3) 農地調整係長 | 田 上 建 二 |
| (4) 農地調整係主査 | 須 藤 義 尚 |
| (5) 農地調整係主事 | 長谷川 慎 弥 |
| (6) 農業公社業務係長 | 小 林 正 尚 |
| (7) 農政課農政係主事 | 平 石 健 一 |

開会の宣言

午後 1 時 3 0 分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は 1 2 名、欠席委員は 5 名です。農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定を満たしておりますので、ただいまから第 1 6 回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には 1 5 番中山知代子委員、1 6 番阿見芳委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長にお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。始めに報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（田上 建二） <総会資料に基づき読み上げ。1～2 ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。

議 長（荒井 一夫） 次に報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消しについて」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（田上 建二） <総会資料に基づき読み上げ。3～4 ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第3号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ。5～6ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件あります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づき読み上げ。7ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告をお願いします。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) 去る10月15日現地調査班第2班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告いたします。農地法第3条の規定による許可申請5件について、地元推進委員、事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件あります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川慎哉) <総会資料に基づいて読み上げ。8～11ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告をお願いします。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) 調査結果について報告します。

ただいま事務局から説明のありました農地法第5条の規定による許可申

請4件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は4件であります。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。12～15ページ>

<番号1番の調査状況の写真を委員に回覧する。>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査結果の報告ですが、番号1番については、私から報告をさせていただきます。

ただ今の事務局の説明のとおり、また、委員の皆様には写真を回覧していただきました。現地調査は私と事務局で行いました。その結果ですが、20年以上、状況から見て経過しており非農地であり、また、農地への復元が困難な場所であると推測しますので、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 続きまして、番号2番から4番までの現地調査の結果について、現地調査担当委員の代表からご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) 現地調査班第2班の調査結果について報告させていただきます。期日は10月15日でございます。番号2番から4番までの非農地証明願3件について、地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。助川委員。

助川 悦夫委員 番号1番ですが、確か汚水処理の臭いが出た問題で逮捕者が出た件の場所かと思うのですが、今回の非農地証明に対しては問題がないと思ひますが、廃棄物の問題は処理が済んでいるのでしょうか。

議長 (荒井 一夫) 事務局から願ひします。

事務局 (田上 建二) 確かに助川委員が仰るとおり新聞記事に載ったことがございます。この水質汚染処理のことについては、市の生活環境課が担当しておりますので、そちらで調査を行い、定期的に報告を挙げてもらっているということを聞いております。

議長 (荒井 一夫) よろしいですか。その他ございませんか。
<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり証明することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 議案第4号「農用地の買入協議に係る要請について」になります。この買入協議については、これまでも何度か上程させていただいておりますが、制度について簡単に説明いたします。農業振興地域の農用地区域内の農地を譲渡した場合に、所得税や住民税の特別控除の特例措置が設けられております。農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡した場合には、800万円まで特別控除が認められております。また、買入協議といたしまして農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要と認められて譲渡した場合には、1500万円までの特別控除が認められております。

今回申し出がありました案件については、800万円の特別控除では税金がかかってしまうため、買入協議制度を活用して栃木県農業振興公社と農地の所有者が買入の協議を行いまして、一旦、県農業振興公社が買入をして、そのあと認定農業者や担い手に売り渡す方法を取りまして、1500万円の特別控除を受けようとするものでございます。

<総会資料に基づいて読み上げ、16ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり承認することといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、17～20ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。清水委員。
- 清水 眞理子委員 19ページの案件です。設定する利用権の期間が平成30年11月1日から平成34年4月4日までとなっておりますが、4月に返還するというので耕作の方はどうになってしまうのかお聞きいたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局から説明願います。
- 事務局 (小林 正尚) 賃借人は複数の貸借契約を結んでおりまして、本件については、他の契約と終期日を合わせるということで調整をしております。基本的には更新することでお互い了解して、この契約を結んでおりますので、問題はないかと考えております。
- 議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。
<質疑なし>
- 議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、21～22ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり承認することといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) それでは次に、議案第7号「平成31年度農地等利用最

適化推進施策の意見書（案）について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局（伊藤 甲文） 議案第7号「平成31年度農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について」ご説明申し上げます。資料は23ページから25ページになります。まず、タイトルの名称がこれまでの「要望書」から「意見書」に変更したことについてご説明申し上げます。改正・農業委員会等に関する法律第38条では、農地等利用最適化推進施策の改善について、関係地方公共団体等への具体的な意見の提出と規定されていますことから、これまでの「農地等利用最適化推進に関する意見及び市農業等施策並びに予算に関する要望書」ではなく「意見書」としております。

それでは本議案の内容についてご説明申し上げます。今回、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様や市内農業関係団体からいただきました要望内容については、過去の要望事項に対する市の回答状況等を踏まえ、要望趣旨をできるだけ生かしまして、7項目の要望事項にまとめ、それを意見書としております。前回の9月総会の際に、お配りして、事前にお目通しをいただきたいということでご案内した内容と同じものがあります。皆さんからのご意見での修正点はございませんでした。

それでは、項目ごとに趣旨についてご説明申し上げます。

第1、人・農地プランに関して、定期的に緊密に話し合いができる場を設定して、地域の実情に合ったプラン運用推進を要望するものです。また、担い手への農地集積・集約化について、説明会の内容が十分行き届いていない状況を踏まえ、今後、農地中間管理機構の制度理解を深めるための説明会を開催して、集積・集約化の推進を要望するものです。第2、農家の所得向上に関して、市を挙げてのブランド化の戦略を立案する会議の開催を要望するものです。また、平成31年10月からの消費税引き上げに伴う、各種施策の検討とその予算確保の対応について要望するものです。

第3、担い手育成に関して、経験の浅い就農者への研修体制の制度化について要望するものです。

第4、地域営農組織に関して、中山間地域の営農組織設立に向けた大田原市版の中山間地域経営体育成支援制度の創設を要望するものです。

第5、6次産業化に関して、6次産業化の推進を図るため、市に相談窓口を設けて、経営の専門家による起業相談等を受けられる制度を要望するものです。

第6、イノシシ対策に関して、喫緊の対応として、平坦部のイノシシ

を駆除する対策実施について要望するものです。

第7、補助事業に関して、補助事業の要件の見直しについて、国・県への要望書提出と大田原市版補助事業の検討実施の2つを要望するものです。

以上7項目です。本日も審議ののち、本議案が議決されましたら、本意見書を市長及び議長に提出いたします。日程は、11月7日水曜日を予定しております。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。木村委員。

木村 光一委員 1から7までの項目について、大変内容がよくできていると思います。事務方の努力に敬意を表します。私の中で一番関心があったのは、第6イノシシ対策であります。山間部の黒羽地区には以前より生息が確認されていましたが、私が住んでいる湯津上地区においても、何頭か生息が見られ、また、鈴木委員の桧木沢でも生息が見られています。共に平坦部であり、そこに出没して生息している現状で、早いうちに何らかの対策を立てていかないと今後も増えるのは必至かなというところであります。私も地区の農業者と一緒にその対策についてどうしたらいいのかと頭を悩ませている状況です。イノシシは行動半径も広いので頻繁にあちらこちらで見られているので、今後の状況が心配でなりません。この点について強く要望していただけるとありがたく思っております。また、この文面は非常によくできていると思いますが、手を加えるところがありますならば、加えていただきまして、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（荒井 一夫） ただ今の木村委員に付け加える形となりますが、昨今、市のメールによりますと山間部だけではなく平野部、特に旧大田原地内においてもイノシシ等が出没しているので、注意してくださいとの内容です。そのようなことも踏まえて、もう少し何か付け加えることがありましたらと木村委員からもありましたが、そちらについては事務局にお願いしたいと思います。その他何かございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり要望することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり決定し、要望することといたします。

議長（荒井 一夫） 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。
次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、
ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。中山委員。

中山 知代子委員 昨日10月22日ですが、関東ブロック女性農業委員研修会
に小沼委員と行ってまいりました。会場は、神奈川県相模原市の橋本駅
に隣接の「杜のホールはしもと」でした。研修会は、「相模原市淵野辺地
区ふれあい農園の取り組みについて」という演題で、同農園の会長で相
模原市農業委員会会長でもある高橋三行氏の講演と「かながわなでしこfa
rmersの取り組みについて」という神奈川県の女性農業者支援事業につい
て、神奈川県農業振興課の加藤理沙子氏の講演を聞きました。また、事
例報告ということで、「農業女子プロジェクトの活動について」をテーマ
にパネルディスカッションが行われました。

内容については、中核市で人口が70万人を超え、交通の便が良く、
将来的にはリニアの駅もできるという、都市化が今後も進む相模原市で
の農業の状況については、他と違う農作物を作るだけではなく、農園と
して農地を活かして、市民に楽しい農業をしてもらうことで農業を売っ
て、お金にしていくことを進めていました。また、パネルディスカッシ
ョンでは、これからの農業女子へ期待することとしては、農業の助演女
優から主演女優になってもらいたいことを強く訴えていました。社会全
体での女性農業者の存在感を高めていき、経営能力の向上を図り、職業
として農業を選択する若手の女性を増やしていきたいとのことでした。
大田原でもこのように農業を変えていくような風がもっと吹いてくれれ
ばと思いながら帰ってきました。以上皆さんにご報告いたします。

議長（荒井 一夫） ありがとうございます。今のお話の中でお聞きしてみ
たいことはありましたら発言をお願いします。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） よろしいですか。それでは他にありましたらお願いしま
す。木村委員。

木村 光一委員 過日の新聞で読んだのですが、大田原市におきまして条例制定
で、太陽光発電の設置についての条例を設ける、検討中ということであ
ります。それについて簡単で結構ですが、事務局の方で何かありましたら
お願いします。

事務局（田上 建二） 10月16日の下野新聞に大田原市が太陽光発電設備の
設置に規制を設ける条例を制定する内容の記事が掲載されました。この
条例の制定については生活環境課が担当しておりますが、11月1日か
ら1か月間パブリックコメントを行いまして、半年間の周知期間を設け

て来年10月から施行する予定になっておりますが、同種の条例は県内で6市目でございます。条例の内容につきましては、大半の森林や農地を対象としておりますが、自然環境、景観の保全、土砂災害の発生、住環境への影響などの観点から、太陽光発電設備設置の抑制区域を設定しまして、区域内で出力10キロワット以上の太陽光を設置する場合、また、区域以外でも出力50キロワット以上の場合には、市の許可を得ることとなりまして、地域住民、自治会への説明会が義務付けられたりします。農地に太陽光発電設備を設置する場合には、農地法が優先して適用されますので、これまでどおり農地転用の許可にあたりましては、農振農用地、土地改良施行農地、10haを超える集団農地などの第1種農地には許可が出せないことになっておりますので、小集団の農地、生産性の低い農地などの第2種農地や市街化が見込まれる第3種農地への誘導を行うなど農地法を厳守し、適正に判断して許可を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（荒井 一夫） よろしいでしょうか。その他ございますか。
<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 皆さん無いようですので、以上で第16回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時34分 閉 会

議長 _____ 印

署名委員（15番 中山 知代子委員） _____ 印

署名委員（16番 阿見 芳委員） _____ 印